

大分類J—運輸通信業

総 説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機およびその他の運送用具による旅客、貨物の運送業ならびに運輸に付帯するサービス業、倉庫業、通信業、放送業および通信に付帯するサービス業を営む事業所が分類される。

これらの事業は、民営のほか公営のものも多く公共的性格をもつもので、その請求する料金、代価と、その提供するサービスについて広汎な法的規制をうけている。

鉄道業

鉄道による旅客および貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両および連絡船の運転、運転のための信号通信、線路、車両など運送施設の維持補修、旅客および貨物の取扱いを一括したものという。

事業所

鉄道業の分類単位は单一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であつても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関および本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。駅、区などの名称をもつていても駅長、区長など管理責任者の置かれていないものはその管理責任者いる事業所に一括して分類の単位とする。

〔注〕 従来は鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業および航空運輸業については、会社ごとに分類の単位となつていたが、今回は他の産業と同様に原則として事業所単位とすることとした。すなわち、鉄道業の場合は、経済活動がおこなわれている場所または機関ごとに、他の運輸業の場合は、場所ごとに分類の単位とするのである。

鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫、用品庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、鉱山、発電所、研究所、教習所、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがつて鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地または不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがつて鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の再建造または改造をおこなう事業所であつて鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。
- (4) 工場、鉱山、森林などの自家専用の鉄道、索道の事業所は、鉄道業以外の産業に分類される。

中分類 60—国有鉄道業

総 説

この中分類には、日本国有鉄道が経営する鉄道事業および鉄道事業に関連する連絡船事業に從事する事業所が分類される。日本国有鉄道が経営する自動車運送事業に從事する事業所で主として旅客輸送をおこなう事業所は中分類62—道路旅客運送業[6251]に、また、主として貨物輸送をおこなう事業所は中分類63—道路貨物運送業[631]に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

601 国有鉄道業

6011 国有鉄道業

日本国有鉄道が経営する鉄道事業および鉄道連絡船事業に從事する事業所をいう。日本国有鉄道が経営する自動車運送事業は本分類には含まれない。

○日本国有鉄道本社；鉄道機器製作監督事務所；臨時車両設計事務所；構造物設計事務所；日本国有鉄道支社；鉄道管理局、駅・営業所・操車場・信号区・車掌区・船員区・連絡船・さん橋・機関区・電車区・気動車区・客貨車区・客車区・貨車区・保線区・機械軌道区・建築区・機械区・材修場・線路試験区・電力区・麥電区・電修場・信号通信区・通信区・電務区・無線区・鉄道公安室・管財区・工事区・運輸区・仙石線管理所・船舶施設区；鉄道管理局出張所；船舶管理部・船員区・連絡船・さん橋；地方資材部；用品庫；工場用品庫；資材事務所；地方資材部出張所

×鉄道技術研究所[9372]；中央鉄道教習所（分教所）[9099]；能率管理研究所[9381]；操機工事事務所[1571]・操機区[1571]；電気工事局[171]・同工事区[171]；鉱業所[11]；鉄道病院[8811]；鉄道管理局発電区[701]・印刷場[2531]；鉄道教習所[9099]；職員養成所[9099]；看護婦養成所[9099]；鉄道診療所[8822]；保健指導所[8899]；鉄道寮[8099]；保健管理所（支所）[8899]；鉄道療養所[8811]；地方自動車事務所[6251, 631]・自動車営業所[6251, 631]；用品試験所[937]；被服工場[211]；木材防腐工場[2291]；中央用品試験所[937]；工場技能者養成所[9099]；自動車修理工場[841]；工事局[1571]・同工事区[1571]；工事事務所[1571]・同工事区[1571]；給電管理事務所[701]・発電区[701]・給電区[701]；物資部事業所[G]；日本国有鉄道旅客自動車運送業[6251]；日本国有鉄道貨物自動車運送業[631]

中分類 61—民、公営鉄道業

総 説

この中分類には、日本国有鉄道を除く総ての鉄道、軌道、索道による旅客、貨物の輸送に従事する事業所が分類される。鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業に従事する事業所はそのおこなう事業によりそれぞれの産業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

611 民 営 鉄 道 業

6111 民営地方鉄道業

専用の線路を道路面外に敷設して、主として地域的な旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○地方鉄道業(民営鉄道によるもの); 近畿日本鉄道株式会社

6112 民 営 軌 道 業

線路を道路面に敷設して、主として都市内の旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○軌道業(民営鉄道によるもの); 山梨交通株式会社

6113 民 営 地 下 鉄 道 業

線路を地下に敷設して、主として大都市の旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○地下鉄道業(民営鉄道によるもの); 帝都高速度交通営団

6114 民 営 無 軌 条 電 車 業

軌条を敷設せず、架空線電力によつて走行する車両で、主として都市内の旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○無軌条電車業(民営鉄道によるもの); トロリーバス業(民営鉄道によるもの)

中分類61—民、公営鉄道業

6115 民営鋼索鉄道業

軌条と索条（ワイヤロープ）を併用して車両を山上、山下間を昇降し、主として旅客の輸送をおこなう事業所をいう。

○鋼索鉄道業（民営鉄道によるもの）；ケーブルカー業（民営鉄道によるもの）；高尾登山鉄道

6116 民営索道業

架空の索条（ワイヤロープ）に運搬用具（搬車）をつるして旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

△索道業（民営鉄道によるもの）；スキーリフト業（民営鉄道によるもの）

612 公営鉄道業

6121 公営地方鉄道業

地方公共団体が専用の線路を道路面外に敷設して、主として地域的な旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○地方鉄道業（地方公共団体が経営するもの）；倉敷市交通局

6122 公営軌道業

地方公共団体が線路を道路面に敷設して、主として都市内の旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○軌道業（地方公共団体が経営するもの）；東京都交通局

6123 公営地下鉄道業

地方公共団体が線路を地下に敷設して、主として大都市の旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○地下鉄道業（地方公共団体が経営するもの）

6124 公営無軌条電車業

地方公共団体が軌条を敷設せず、架空線電力によつて走行する車両で、主として都市内の旅客輸送をおこなう事業所をいう。

中分類61一民、公営鉄道業

○無軌条電車業(地方公共団体が経営するもの); トロリーバス業(地方公共団体が経営するもの)

6125 公営鋼索鉄道業

地方公共団体が軌条と索条(ワイヤロープ)を併用して、車両を山上、山下間を昇降し、主として旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○鋼索鉄道業(地方公共団体が経営するもの)

6126 公営索道業

地方公共団体が架空の索条(ワイヤロープ)に運搬用具(搬車)をつるして旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○索道業(地方公共団体が経営するもの); スキーリフト業(地方公共団体が経営するもの); 水上町スキーリフト

中分類62—道路旅客運送業

中分類 62—道路旅客運送業

総 説

この中分類には、自動車および人力車、馬車その他の軽車両によつて旅客輸送をおこなう事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

621 民営旅客自動車運送業（民営鉄道によるもの）

6211 一般乗合旅客自動車運送業

路線を定め定期的に乗合自動車を運行して旅客運送をおこなう事業所をいう。

○乗合旅客自動車運送業；バス業；遊覧バス業

6212 一般乗用旅客自動車運送業

乗車定員10人以下の乗用自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○乗用旅客自動車運送業；ハイヤー業；タクシー業

6213 一般貸切旅客自動車運送業

乗車定員11人以上の自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○貸切バス業（民営鉄道によるもの）

×貸自動車業（業務用のもの）〔8399〕；貸自動車業（業務用でないもの）〔8172〕

6214 特定旅客自動車運送業

特定のものとの契約により特定の範囲の旅客（工具、学生など）輸送をおこなう事業所をいう。

○特定旅客自動車運送業

中分類62—道路旅客運送業

622 民営旅客自動車運送業（民営鉄道によらないもの）

6221 一般乗合旅客自動車運送業

路線を定め定期的に乗合自動車を運行して旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○乗合旅客自動車運送業；バス業；遊覧バス業

6222 一般乗用旅客自動車運送業

乗車定員10人以下の乗用自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○乗用旅客自動車運送業；ハイヤー業；タクシー業

6223 一般貸切旅客自動車運送業

乗車定員11人以上の自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○貸切バス業

×貸自動車業（業務用のもの）[8399]；貸自動車業（業務用でないもの）[8172]

6224 特定旅客自動車運送業

特定のものとの契約により特定の範囲の旅客（工員、学生など）輸送をおこなう事業所をいう。

○特定旅客自動車運送業

623 公営旅客自動車運送業（公営鉄道によるもの）

6231 一般乗合旅客自動車運送業

路線を定め定期的に乗合自動車を運行して旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○乗合旅客自動車運送業；バス業；遊覧バス業

中分類62—道路旅客運送業

6232 一般乗用旅客自動車運送業

乗車定員10人以下の乗用自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○乗用旅客自動車運送業；ハイヤー業；タクシー業

6233 一般貸切旅客自動車運送業

乗車定員11人以上の自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○貸切バス業

6234 特定旅客自動車運送業

特定のものとの契約により特定の範囲の旅客（工員、学生など）輸送をおこなう事業所をいう。

○特定旅客自動車運送業

624 公営旅客自動車運送業（公営鉄道によらないもの）

6241 一般乗合旅客自動車運送業

路線を定め定期的に乗合自動車を運行して旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○乗合旅客自動車運送業；バス業；遊覧バス業

6242 一般乗用旅客自動車運送業

乗車定員10人以下の乗用自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○乗用旅客自動車運送業；ハイヤー業；タクシー業

6243 一般貸切旅客自動車運送業

乗車定員11人以上の自動車を貸切つて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

○貸切バス業

中分類62—道路旅客運送業

6244 特定旅客自動車運送業

特定のものとの契約により特定の範囲の旅客（工員、学生など）輸送をおこなう事業所をいう。

- 特定旅客自動車運送業

625 国有鉄道自動車運送業

6251 国有鉄道自動車運送業

日本国有鉄道が経営する自動車による旅客輸送をおこなう事業所をいう。主として貨物の輸送をおこなう事業所は中分類63〔631〕に分類される。

- 日本国有鉄道地方自動車事務所（旅客輸送を主とするもの）・同自動車営業所（旅客輸送を主とするもの）

×日本国有鉄道貨物自動車運送業〔631〕

626 旅客軽車両運送業

6261 旅客軽車両運送業

人力車、自転車、牛馬車、そりなどの軽車両によつて旅客輸送をおこなう事業所をいう。

- 人力車業；輪たく業；乗合馬車業；そり運送業；かご運送業

中分類 63—道路貨物運送業

総 説

この中分類には、自動車、牛馬車その他の軽車両によって貨物の輸送をおこなう事業所が分類される。日本国有鉄道が経営する道路貨物運送に従事する事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

631 一般貨物自動車運送業

6311 一般路線貨物自動車運送業

路線を定め、定期的に自動車（小型貨物自動車を除く）を運行して貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○一般路線貨物自動車運送業

6312 一般区域貨物自動車運送業

一定の区域内で路線を定めないで自動車（小型貨物自動車を除く）を運行して貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○一般区域貨物自動車運送業

6313 一般小型貨物自動車運送業

小型自動車（最大積載量2トン以下の自動車）によって貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○一般小型貨物自動車運送業

632 特定貨物自動車運送業

6321 特定貨物自動車運送業

特定の荷主との契約により特定貨物〔新聞、郵便、じんかい（塵芥）など〕を自動車により貨物輸送をおこなう事業所をいう。

○特定貨物自動車運送業；日本郵便遞送株式会社

中分類63—道路貨物運送業

633 貨物軽車両運送業

6331 貨物軽車両運送業

手車、リヤカー、牛馬車、そりなどの軽車両によつて貨物輸送をおこなう事業所をいう。

○車力業；リヤカー貨物運送業；荷馬車ひき業；馬力業；牛車ひき業；そり運送業；サイドカー貨物運送業

✗荷車ふん尿くみ取運搬業[9411]；汚物清掃業[9411]；じんかい（塵芥）清掃業[9411]

中分類 64—水 運 業

総 説

この中分類には、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客、貨物の輸送をおこなう事業所が分類される。船舶は、その運航を管理する事業所に一括して分類される。ただし陸上に事業所をもたない船舶運送業は、船舶をもつて事業所とする。

小分類 細分類
番号 番号

641 海洋運輸業

6411 外国航路運輸業（日本籍船舶）

公海を通つて外国の諸港との間で、日本籍船舶により旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○外国航路運輸業（日本籍船舶によるもの）

6412 外国航路運輸業（外国籍船舶）

公海を通つて日本と外国諸港との間で外国籍船舶により旅客、貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○外国航路運輸業（外国籍船舶によるもの）

642 沿海運輸業

6421 沿海旅客運輸業

日本沿岸諸港間を旅客船（旅客定員13人以上を有する船舶）により主として旅客の輸送をおこなう事業所をいう。

○内航旅客定期航路業

6422 沿海汽船貨物運輸業

日本沿岸諸港間を鋼製船舶（貨物船または油送船）により主として貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○内航貨物定期航路業； 内航貨物不定期航路業

中分類64—水 運 業

6423 沿海木船貨物運輸業

日本沿岸諸港間を木製船舶（機帆船または沿岸タンカー）により主として貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○木船運航業

643 内陸水運業

6431 港湾旅客運輸業

港湾内において船舶により主として旅客の輸送をおこなう事業所をいう。

○通船業；港湾内遊覧船業

6432 はしけ運送業

主として港湾内において、はしけによつて貨物の運送をおこなう事業所をいう。この事業は、船積貨物の積卸作業の一環としておこなわれる場合が多いが、船内荷役、沿岸荷役をともにおこなう事業所は中分類67〔6713〕に分類される。

○はしけ運送業

6433 河川水運業

主として河川において、船舶により旅客または貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○河川水運業；河川渡船業；河川遊覧船業

6434 湖沼水運業

主として湖沼において、船舶により旅客または貨物の輸送をおこなう事業所をいう。

○湖沼水運業；湖沼渡船業；湖沼遊覧船業

中分類64—水 運 業

644 船舶貸渡業

6441 船舶貸渡業

主として船舶所有者が運航業者に船舶の貸渡しまたは運航の委託をおこなう事業所をいう。

○船舶貸渡業；木船貸渡業

中分類 65—航空運輸業

総 説

この中分類には、航空機により旅客または貨物を輸送する事業所および航空機を使用して宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などの請負をおこなう事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

651 航空運送業

6511 定期航空運送業

一地点と他点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により、旅客または貨物を運送する事業所をいう。

○日本航空株式会社；定期航空運送業

6512 不定期航空運送業

路線および日時を定めないでまたは路線もしくは日時のいづれかを定めないで、航行する航空機により、旅客または貨物を運送する事業所をいう。

○不定期航空運送業

652 航空機使用業（航空運送業を除く）

6521 航空機使用業（航空運送業を除く）

航空機を使用して遊覧航空、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などの請負をおこなう事業所をいう。

○観行飛行業；エヤタクシー業

中分類 66—倉 庫 業

総 説

この中分類には、普通倉庫業、冷蔵倉庫業および水面木材倉庫業を営む事業所ならびに自家専用倉庫である事業所が分類される。

倉庫とは、物品を収納するための施設であつて土地に定着し、屋根と柱または壁体をもつて物品の滅失、毀損を防止する工作物または工作を施した土地、水面をいう。ただし、手荷物、自動車、自転車、牛馬その他これに準ずる物品の預所、保護預りのための施設および運送、運送取扱いまたは運送代弁のための施設として使用するものは本分類には含まない。

小分類 細分類
番号 番号

661 普通倉庫業

6611 普通倉庫業

倉庫（定温装置を施した倉庫および水面木材倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○倉庫業（普通倉庫業）

662 冷蔵倉庫業

6621 冷蔵倉庫業

定温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業；定温倉庫業

663 水面木材倉庫業

6631 水面木材倉庫業

主として水面において木材の倉庫保管をおこなう事業所をいう。

○水面木材倉庫業；東京木材倉庫株式会社；名古屋水面倉庫株式会社

中分類66—倉 庫 業

664 自家用倉庫

6641 自家用倉庫

水産会社、百貨店などが自己の使用のために主として自己の物品を保管する事業所をいう。ただし主として他人の物品を保管する事業所および鉄道業の自家用倉庫はこの分類に含まれない。

○水産会社冷蔵工場(自家専用のもの); 百貨店倉庫(自家専用のもの)

※水産会社製氷工場[1896]; 水産会社冷凍工場[1829]

中分類 67—運輸に付帯するサービス業

総 説

この中分類には、鉄道、自動車、船舶および航空機による輸送に付帯するサービス業務をおこなう事業所が分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

671 貨物運送取扱業

6711 運送取扱業

主として荷主の委託をうけて、自動車、船舶または航空機による貨物輸送の取次をおこなう事業をいう。

- 陸上貨物運送取扱業；海上貨物取扱業；航空運送取扱業；木船回そう業
- ✗通運業〔6712〕；港湾運送業〔6713〕；貨物運送仲立業〔6732〕

6712 通運業

主として荷主の委託をうけて、鉄道による貨物輸送の取次、貨物の積込み、取卸または集配をおこなう事業所をいう。

- 通運業；日本通運株式会社

6713 港湾運送業

主として貨物の船積、陸揚げのための船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役の作業の全部またはその一部をおこなう事業所をいう。なお、主としてはしけ運送のみをおこなう事業所は中分類64〔6432〕に分類する。

- 港湾運送業；船内荷役業；沿岸荷役業；港運業
- ✗はしけ運送業〔6432〕

672 運送代理店

6721 運送代理店

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理をおこなう事業所をいう。

中分類67—運輸に付帯するサービス業

○海上運送代理店；航空運送代理店

673 運輸あつせん業

6731 旅行あつせん業

主として旅客のために、他人の経営する運送機関、宿泊施設その他の旅行に関する施設の利用についてあつせん(斡旋)をおこなう事業所、または自己の経営する運送機関または他人の経営する運送機関によつて旅客の輸送に付帯して宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をおこなう事業所をいう。

○旅行あつせん(斡旋)業；交通公社

×遊覧バス業[62]；観光協会[6799]；観光案内業(ガイド)[8199]

6732 貨物運送仲立業

主として荷主と貨物運送業者との間にあつて貨物輸送のあつせん(斡旋)をおこなう事業所をいう。

○海運貨物仲立業；乙仲；木船運送仲立業

×木船回そう業[6711]

6733 船舶仲立業

主として船主と船舶運航業者との間にあつて船舶の貸渡、売買または運航の委託のあつせん(斡旋)をおこなう事業所をいう。

○船舶仲立業；甲仲；木船仲立業

674 包装業

6741 包装業

運送のために物品の荷造りもしくは包装を引受ける事業所をいう。

○荷造業；貨物包装業；日本荷造株式会社

675 運輸施設提供業

6751 道路運送固定施設業

中分類67—運輸に付帯するサービス業

自動車およびその他の交通機関の用に供するため料金をとつて道路、橋りょう(橋梁)およびトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○自動車道業；有料道路および橋経営業；日本道路公団

×自動車一時駐車場業[8421]

6752 貨物荷扱固定施設業

貨物の荷扱のため荷扱場、荷役さん橋設備などを提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○貨物荷扱固定施設業

6753 さん橋泊きよ業

けい船(繫船)岸壁、上屋その他のふ頭(埠頭)施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

○神戸ふ頭(埠頭)株式会社；名古屋港湾管理組合

6754 飛行場業

主として飛行場を有償で航空機に使用させる事業所をいう。

○東航エアーパーク

679 その他の運輸に付帯するサービス業

6799 その他の運輸に付帯するサービス業

他に分類されない運輸に付帯するサービス業をおこなう事業所をいう。

○検査業；検量業；鑑定業；水先案内業；サルベージ業；海難救助業；航路標識事務所(燈台)；航空標識所(航空燈台)；通運計算業；網取業；引船業；船舶清掃業；見本抽出業；観光協会

×船舶解体請負業[8399]；船舶給水業[7211]

中分類 68—通 信 業

総 説

この中分類には、郵便事業、電信事業、電話事業および放送事業をおこなう事業所が分類される。

郵便局において取扱われる郵便為替、郵便貯金、郵便振替貯金、簡易生命保険、郵便年金、電信、電話の各事業は郵便業に含まれる。

小分類 細分類
番 号 番 号

681 郵 便 業

6811 郵 便 業

主として信書、その他郵便物として差し出された物の送達をおこなう国営の事業所をいう。郵政本省および地方郵政局は大分類M[9711]に分類される。

○郵便局；鉄道郵便局（分局）
×郵政本省[9711]；地方郵政監察局[9711]；地方郵政局[9711]；地方電波監理局[9711]；地方貯金局[5051]；地方簡易保険局[5515]；通信博物館[9083]；通信病院[8811]；通信診療所[8821]；通信療養所[8811]；通信保養所[8099]；郵政職員研修所[9099]；電波職員訓練所[9099]；電波研究所[9371]

682 電 信， 電 話 業

6821 電 信， 電 話 業

主として有線または無線による電信、電話、も写(模写)電信、その他電気的手段による送信または受信によって意志および事實を伝え、または受けける一切の手段の設置、運用、保存をおこなう事業所をいう。

○日本電信電話公社本社；電気通信建設事務所・海底線施設事務所；電気通信局・調整所・配給局；電気通信部；電話局；料金局；電報局；施設区；搬送通信部；電信施設所；中継所；無線通信部；無線中継所；無線送信所；無線受信所；無線電信調整所；國際電信電話株式会社本店・支店・出張所；國際電報局；國際電話局；國際電信電話調整所；國際無線送受信所；國際無線通信部；水産庁漁業用陸上無線電話局
×通信病院[8811]；電気通信学園[9099]；電気通信局工事事務所[172]・工作工場[851]；通信診療所[8821]；日本国有鉄道電務区[6011]

中分類68—通信業

683 放送業

6831 放送業

公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信に従事する事業所をいう。

○日本放送協会本部・同放送局・同支局・同分局・同中継放送所；ラジオ東京本社・同放送局；日本テレビ放送網株式会社本社・同放送局

×街頭廣告放送業[8332]；日本放送協会技術部研究所[9371]；日本放送協会放送文化研究所[9381]

684 通信に付帯するサービス業

6849 通信に付帯するサービス業

通信業に付帯する他に分類されないサービス業に従事する事業所をいう。

○切手、はがき売さばき所

×共同通信社[8371]；時事通信社[8371]